

地震災害時・風水害時の避難施設のお知らせ

☎防災課☎724・3218

昨年の熊本地震や今年7月の九州北部豪雨など、日本各地で大規模な災害が多発しています。

市では、災害発生時または発生する可能性がある場合、市内各地で避難施設を開設します。災害に備えて、あらかじめ近隣の避難施設の場所や、避難施設までの安全な避難経路をご確認下さい。市内の避難施設の詳細は、町田市ホームページをご確認下さい。

また、風水害時の避難勧告等や開設している避難施設等の防災情報は、メール配信サービスや防災行政無線放送でお知らせします。

なお、川沿いにあるなど各施設

の条件によって、地震や風水害といった災害で開設する施設が異なります。次の施設は、風水害時には避難施設として開設しません。間違えて避難することのないようご注意ください。

【風水害時には避難施設として開設しない施設】

南大谷小学校、南大谷中学校、鶴間小学校、都立成瀬高校、教育センター、木曽境川小学校、木曽中学校、小山田小学校、小山小学校、堺中学校、相原小学校

※地震災害時には避難施設となります。

○町田市メール配信サービス

防災行政無線で放送した情報や、町田市の気象警報に関する情報等をEメールで配信します。



スマホ版QRコード 携帯電話版QRコード

○防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送した内容を、通話利用料金のかからないフリーダイヤルで確認できます。

フリーダイヤル☎0800・800・5181

町田市議会議員・市長選挙

立候補予定者説明会

☎選挙管理委員会事務局☎724・2168

2018年3月8日の任期満了に伴い、2月25日に予定されている町田市議会議員・市長選挙の立候補予定者説明会を開催します。

📍12月16日(土)午前10時から
📍市庁舎3階会議室3-1~3

※会場の都合により、出席者は1

候補者につき2人以内に限りさせていただきます。

※公共施設への政治活動用ポスターの掲示は禁止されています。掲示されていた場合は、施設管理者または掲示責任者へご連絡下さい。

2018年度学童保育クラブ入会案内

☎児童青少年課☎724・2182

学童保育クラブは、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない世帯の児童を預かる、児童1人で通うことを基本とした施設です。
※児童を個別に保育することはできません。

※保育中に医療行為を必要とする児童は入会できません。

📍市内在住の小学1~3年生(障がいのある児童は6年生まで)

保育時間 下校時~午後6時(土曜日・学校休業期間(夏休み等)は、午前8時30分~午後6時)、特別保育(延長保育)を利用する場合は、下校時~午後7時(土曜日及び学校休業期間(夏休み等)は、午前8時~午後7時)

※日曜日、祝休日、年末年始はお休みです。

※入会を受け付けている学童保育クラブについては、まちだ子育てサイトをご覧ください。

【育成料】

2018年4月から育成料を改定します(下表参照)。応能負担の考え方を取り入れた料金設定や多子世帯への配慮を取り入れ、減免区分を拡充しました。

📍育成料1人1か月9000円

※世帯の所得に応じた減額・免除の制度があります(特別育成料を除く)。

※特別保育利用時は、特別育成料として1人月額500円(月額上限2000円)が必要です。

※各学童保育クラブで育成料の他に、おやつ代や父母会費等の負担があります。

【入会の受け付け】

学童保育クラブの入会申請は毎年度必要です。新規に入会を希望する方は、申請書・必要書類をお持ちのうえ、受付日時に直接受付会場へおいで下さい。継続して入会を希望する方は、各学童保育クラブから配布される案内をご確認下さい。

※先着順ではありません。

※入会要件により必要書類が異なります。入会要項をご確認のうえ、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

📍・📍2018年1月9日(火)午後2時~7時=子どもセンターただON
▷1月9日(火)午後4時~7時=子どもセンターばお▷1月10日(水)午後2時~7時=子どもセンターつるっこ▷1月11日(木)午後2時~7時=小山市民センター▷1月12日(金)午後2時~7時=南市民センター▷1月13日(土)、14日(日)、午前9時~午後4時30分=市庁舎2階会議室2-2▷1月15日(月)午前9時~午後7時=市庁舎2階会議室2-2

※期間後も児童青少年課で随時受け付けしますが、原則、空き待ちとなります。

※入会要項・申請書は、各学童保育クラブ、各子どもセンター、小山市民センター、南市民センター、児童青少年課(市庁舎2階)で配布しています(まちだ子育てサイトでダウンロードも可)。

※受付会場は混雑するため、時間帯によっては受け付けまでお待ちいただくことがあります。

マイナンバー制度の情報連携が始まりました

11月13日からマイナンバー制度の情報連携の本格運用が始まりました。これにより、行政機関同士で照会のやりとりを行うこととなり、転入・転出等に伴う手続きの際に窓口でご提出いただく添付書類が省略・簡略化されます。

対象となる主な手続きは、下表

のとおりです。詳細は、各担当課へお問い合わせいただくか、町田市ホームページをご確認下さい。

※町田市から転出する方は、転出先の自治体で省略可能となる場合がありますので、転出先の自治体にご確認下さい。

対象となる主な手続き

申請項目	省略可能な書類の例	担当課
児童手当	所得証明書(課税・非課税証明書)	子ども総務課 ☎724・2139
乳幼児医療費助成		
義務教育就学児医療費助成		
児童扶養手当		
児童育成手当	子ども総務課 ☎724・2143	
生活保護の新規申請	所得証明書(課税・非課税証明書)、雇用保険受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	生活援護課 ☎724・2134
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給	住民票、所得証明書(課税・非課税証明書)(※1)	障がい福祉課 ☎724・2148
重度心身障害者手当の支給	住民票(※1)	
障害児通所支援	住民票、所得証明書(課税・非課税証明書)、生活保護受給証明書、身体障害者手帳(※1)	障がい福祉課 ☎724・3089
障害福祉サービス		
障害者・児に対する医療費助成	所得証明書(課税・非課税証明書)、身体障害者手帳、特別児童扶養手当証書(※1)	障がい福祉課 ☎724・2145(精神通院)、☎724・2148(更生医療)
介護保険被保険者証交付	医療保険被保険者証(※2)	介護保険課 ☎724・4364

※1 内容によっては省略できない書類がありますので、申請の際は事前に担当課にお問い合わせ下さい。

※2 一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き被保険者証が必要です。

育成料区分表

育成料区分	市区町村民税所得割課税額	月額	同時利用する場合の2人目以降または在籍日数が月15日以下のとき
減免区分1	生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯	0円	0円
減免区分2	均等割のみ課税世帯及び所得割課税4万8600円未満	3000円	1500円
減免区分3	所得割課税4万8600円以上6万円未満	6000円	3000円
減免区分4	所得割課税6万円以上16万2000円未満	7000円	3000円
減免区分5	所得割課税16万2000円以上31万3000円未満	8000円	3000円
減額なし	所得割課税31万3000円以上	9000円	3000円

※減免には、減免申請が必要となります。